

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

②評価調査者研修修了番号

0203 2404・SK2021048 0404

③施設の情報

名称：福島県福島学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：土田 修	定員（利用人数）：	50名
所在地：福島県須賀川市森宿字中新田128		
TEL：0248-73-2514	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日：明治42年4月1日（昭和31年6月15日相馬市より移転し改称）		
経営法人・設置主体（法人名等）：福島県		
職員数	常勤職員：27名	非常勤職員 15名
有資格 職員数	（資格の名称）名	
	児童自立支援専門員 20名	心理判定員兼児童自立支援専門員 1名
	児童生活支援員 1名	栄養士 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④理念・基本方針

理 念：「君たちとともに」（withの精神のもとに）

基本方針：（福島学園運営指針から一部抜粋）

- (1) 社会の健全な一員として自立できるよう育成指導に努めること
- (2) 児童の健全育成が図られるよう努めること
- (3) 職員は常に指導者としての資質向上をめざすこと

⑤施設の特徴的な取組

職員は、withの精神(子どもと一緒に汗を流して物事を考えながら支援する姿勢)のもと、生活、学習、作業、部活などのあらゆる場面で密接な関わりをもち、そのようにして得られた信頼関係を基盤に指導支援につなげるものであり、子どものそれぞれの課題に応じて、心理的なケアも含めたきめ細かな個別支援の取り組みを行っている。

また、児童自立支援施設は児童福祉の最後の砦とも考えられており、他の施設など

で不適合となった子どもについても、最大限受け入れるように努めている。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月1日（契約日）～ 令和5年2月20日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成31(令和元)年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 児童の権利擁護について

児童の権利擁護については、福島学園運営理念・基本方針・重点目標に示しており、職員会議をはじめ企画委員会議などで周知を図っている。また、寮担当者会議などで権利擁護に関する具体的な取り組みについて検討している。児童の問題行動に対しても、常に複数の職員が対応し、不適切な関わりとならないような対策を講じている。

また、児童との信頼関係の構築に努め、児童がいつでも職員に相談できるよう心掛けている。週1回の自治会開催や意見箱の設置により、児童が意見を出しやすいよう配慮している。

2. 児童の支援体制について

「寮担当者会議」・「寮連絡会議」・「企画委員会議」など、児童への支援について重層的に検討する仕組みが整っており、朝の打ち合わせ会、日々の引継ぎ、行動観察記録の回覧などで職員間の情報共有も漏れのないような体制となっており、児童の支援体制が構築されている。

3. 児童との信頼関係構築への取り組みについて

生活全般を通して児童が達成感を持てるような工夫や、他者に認めてもらえる場面を多く設定して自己肯定感を高められる取り組みを行っている。また、夜の自由時間には児童と職員が個別に話せる体制にしたり、普段の児童の様子を注意深く観察し随時個別に話せる状況を設定するなど、常に職員が寄り添うことで信頼関係の構築に努めている。さらに、行事毎に個人が活動している写真や製作作品を展示するなど、一人一人が大切にされていると実感が持てるような配慮をしている。

◇改善を求められる点

1. 福祉サービスの標準的な実施方法の確立について

標準的な支援方法など、手順や留意事項については職員にとっては自明なこととして明文化していないものが多い。児童の権利やプライバシーに配慮した支援方法を含め、具体的に文書化することにより職員間の差が生じることがないような対応が求められる。

2. 職員の専門性を高める取り組みについて

児童自立支援施設には対応が難しい児童の入所が増えている。職員会議の中で伝達研修を行うなど職員に対しての研修の場を設けているが、児童の権利擁護や発達障がい児への対応、性教育の在り方等、定期的に外部の専門家による研修の場を設けるなど、職員の知識や技術を高めていく体制づくりにも期待したい。

3. 地域福祉ニーズを把握した公益的な事業への取り組みについて

須賀川市の災害時における一時避難所の指定を受け市に協力する体制となっている。

しかし、地域の方が避難した場合の備蓄までは備えていない。避難所として機能するためにも災害用品の備蓄をしておくことが望まれる。また、学園の特殊性を考え閉鎖性を保つため通所支援など地域のニーズの把握はしていない。今後学園の多機能化を検討する中で、特に県中地域で社会的養護を担う数少ない施設として地域の児童家庭福祉を支えるためにも、学園の専門的な機能を活かした地域貢献に取り組むことが望まれる。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、特に評価の高い点として、3点を御指摘いただきありがとうございます。今後、当該事項につきましては、これに甘んじること無く、更なる高みを目指し、児童の権利擁護をベースとした信頼関係の構築に加え、それを担保する多層的な支援体制をより一層強化することで、児童自立支援の拡充に努めてまいります。

なお、改善を求められる点につきましては、処遇上の支援方法における個別、具体的な点を適宜、文書化するよう検討を重ねていくことや、外部研修等の積極的な活用による職員の専門性向上に、より一層取り組むこととしております。また、学園の専門的機能については、平時におけるボランティアや実習生等の受入対応に加え、発災時の非常時には、一時避難場所として指定されたグラウンドに避難された近隣住民に対し、次の避難場所への中継地として、トイレの貸出や飲料水の提供等により地域貢献を行うこととしております。今後も、学園機能の地域への還元を目的として検討を重ねていく所存です。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針が明文化され、玄関に掲示している。毎年理念や基本方針を踏まえた組織目標・重点目標を企画委員会で検討・策定し、理念の実勢につなげている。3月の職員会議及び転入者には4月に理念・基本方針・組織目標・重点目標について学園長より説明し、職員間で共有しながら実践に取り組んでいる。</p> <p>理念と基本方針は事業計画などに資料として作成しているが、利用者や保護者などに配布する「福島学園のしおり」や広報誌には掲載していないので、趣旨を理解できるよう分かりやすく説明した内容で掲載することが望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>県社会福祉協議会・全国児童自立支援施設協議会・東北・北海道地区児童自立支援施設協議会・国立武蔵野学院等関係機関からの情報や資料から動向を把握している。入所は児童相談所からの措置なので各児童相談所と連携し把握している。</p> <p>なお、県立施設のため県予算の中で運営されており経営やコスト分析はまでは行っていない。児童自立支援施設として今後の運営の在り方(小規模化、家庭的な養育)について全国の動向など把握しながら検討していくことが望まれる。</p>		
③	I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	①a・b・c

<p><コメント></p> <p>週1回、学園長・副学園長・指導支援課長による会議の他、毎月企画委員会議を開催し、運営課題について協議し、学校教育導入に向けたワーキンググループを立ち上げ、その中で導入に向けた課題を協議する他、県本庁等と連携しながら取り組みを進めている。支援の質や内容を充実させるため、ファミリーソーシャルワーカーや心理士の複数配置、児童の健康管理面から看護師の配置など検討する等、体制整備に向け具体的な取り組みを進めている。</p>

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>県の長期計画「福島県保健医療福祉復興ビジョン」で政策目標や展開方向が示されており、県立施設としてそれに沿った業務運営をしている。</p> <p>しかし、ビジョンでは当該施設についての課題や取り組みについて具体的な記載はなく、当面の課題としている学校教育導入についての取り組み等については長期視点かつ部局横断で取り組む必要があり、県本庁部局と検討・調整しながらビジョンに反映することが望まれる。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は県本庁部局で作成しており、福島学園について具体的な記載がないため、児童福祉に関する政策目標や展開方向を参考にすると、福島県児童家庭課の事業計画を踏まえ「令和4年度福島県保健福祉部事業計画書」に基づき単年度の事業計画を策定している。</p> <p>しかし、中・長期計画に具体的な記載はないため、必ずしも中・長期計画を踏まえたものか確認はできない。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は年度末に臨時企画委員会議で当該年度の反省を行い、次年度計画を検討している。それを基に臨時職員会議でまとめ作成している。課題となっている学校教育の導入については学園内にワーキンググループを設け具体的な検討を始めている。事業計画は予算・担当者・実施時期などを明確にしている。事業計画を職員会議で全員に配布し説明し、理解と共有に努めている。転入者には前任者が引き継ぐこととなっており、組織的に評価や見直しが行われている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理	a・⑥・c

	解を促している。	
<p><コメント></p> <p>パンフレット「学園のしおり」や広報誌を入所児童・保護者に配っているが、事業計画は配布していない。しおりや広報誌には行事や児童の活動内容は載っており周知している。また入所児童には、1週間単位のスケジュール表で何時に何をするか見通しが立てられるようになっている。</p> <p>なお、学園全体の事業について理解を得るため事業計画を分かりやすくまとめ園内に掲示する等、周知する工夫が望まれる。</p>		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を受け意見箱を設置するとともに「子どもの権利ノート」を作成配布し、説明している。児童の処遇方針は全職員が参加する処遇会議で様々な職種の職員から意見を聞いて自立支援の質に向上に取り組んでいる。</p> <p>しかし、自己評価や第三者評価結果を分析し、改善策を話し合うまでには至っていないので、企画委員会議又は処遇会議を支援の質の向上を進める組織と位置付け、福祉サービスの質や支援の質の向上に組織として取り組むことが望まれる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と自立支援検討会を定期的に開催し、支援状況の確認と課題の共有を行い、支援の方向性を話し合い児童や家庭の課題解決に取り組んでいる。自己評価や第三者評価結果を受けて意見箱の設置や「子どもの権利ノート」の作成など具体的な改善に努めている。</p> <p>なお、PDCA サイクルで課題分析や改善計画を立てる組織的な取り組みは十分とはいえないので、既存の企画委員会議と処遇会議を検討の場として機能させてことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園長は年度初めの職員会議で年度の組織目標を示し、学園の役割や支援の基本、職員</p>		

<p>として目指す姿を明らかにしている。役割や責任は事務分掌で明らかにされ職員にも周知されている。職員の年間業務目標に年度目標の一つを入れて立てることとし、その取り組みの評価を通じて組織目標の実践につなげている。</p> <p>また、職員会議・企画委員会等を通じて組織としての方針を伝え指導力を発揮している。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県の管理職向けコンプライアンス研修、不祥事の新聞記事などを参考に職員会議時に周知し、コンプライアンスの徹底を図っている。朝の引継ぎの際に交通安全など法令遵守について注意喚起し、職場のコンプライアンス意識を高める取り組みをしている。契約など取引については福島県財務規則に従い実施するとともに、県中出納室などのチェックを受け適正に執行している。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学園長は企画委員会・処遇会議・給食連絡会議に定期的に出席し、ケース内容や処遇方針について現状を把握し、支援の質の向上に向けた検討を実施している。処遇困難ケースでは各寮長・担当者・心理判定員が入り、児相や嘱託医の意見も入れて多方面から検討を加えており、そこで指導力を発揮している。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務の実効性を高めるためファミリーソーシャルワーカーの配置、心理判定員の増員を目標として人員要求をするなど組織の充実に努めている。</p> <p>なお、入所児童の学校教育導入については地元自治体の協力が得られず実現できていないが組織内にワーキンググループを立ち上げ、導入に備えカリキュラム等研究を進めている。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県立施設のため職員定数が決められているが、学園としてどのような職種の職員配置が望ましいか方針が決まっており、県本庁への人事要求で実現を目指している。また、入所児童の健康管理のため看護職等の配置の必要性も認識している。</p> <p>なお、入所児童の現状や課題を明確にして必要とされる人員要求が認められるよう引き</p>		

続き取り組んで行くことが望まれる。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>県立施設であるため人事管理は県で一元管理されている。期待する職員像では福島県職員サービス規程により規定されているが、学園においても理念や基本方針、組織目標を定め、児童自立支援施設職員として為すべきことが明文化されている。</p> <p>また、人事基準が明確で人事評価も目標管理制度が取り入れられ、職員は組織目標に基づき年度目標を設定し前期・後期の半期毎上司と面談を行う業績評価を実施している。面談で課題を明確にし、次年度の目標に反映させるなど PDCA サイクルで改善するシステムが取られている。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>学園長は超過勤務や年休取得状況のデータを管理し、月間 45 時間超えの超勤者が出た場合は、県福利厚生室に報告するとともに業務見直しや指導助言を行い超勤の縮減に努めている。毎週水曜日のノー残業デー、金曜日のリフレッシュデーには定時退勤を促すなどワーク・ライフ・バランスに努めている。仕事やプライベートな悩みには課長・副学園長などが相談に応じ解決に取り組んでいる。その他、健康相談窓口・精神科医によるメンタルヘルスなど外部の相談機関も案内し利用できる体制にある。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>児童自立支援施設としての役割を反映した組織目標があり、職員像が明記されている。本人の自己評価結果を基に面談して上司が評価する能力評価や年 2 回の目標管理方式で業績評価が行われ、丁寧な面談の中で課題に気づき次の成長につなげていく人事管理を通じて一人一人の育成が行われている。</p> <p>また、職員調書で意向や抱えている事情を把握し配置や異動に活かしている。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>県職員として自治研修センターで階層別・テーマ別研修があり、指名や自主選択で受講している。児童自立支援施設「国立武蔵野学院」や全児協、東北・北海道地区協などが主催する専門研修は企画委員会議で人選が行われ、最もふさわしい受講者を選定した研修計画を立てている。毎年研修の検討が行われ、派遣先の見直しをしている。コロナ禍で今年度はオンラインの研修も取り入れ充実を図っている。</p> <p>また、福島学園職員研修要領があり、研修目的・研修内容が定められ、転入者や新採用職員に対する研修方法・内容も定められている。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保さ	㉠・b・c

	れている。	
<p><コメント></p> <p>職員の育成は県職員として行う職員研修の他、専門性を高めるための外部研修(児童自立支援施設「国立武蔵野学院」や全児協、東北・北海道地区協などが主催する専門研修)に計画的に職員を派遣して育成を図っている。</p> <p>また、職員会議後で伝達研修も行っている。職員の経験や習熟度、専門性に配慮した研修を受講させ、受講歴を活かし業務分担に反映させるなど職員育成に取り組んでいる。学園長・副学園長がスーパーバイザーの役割を果たしている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れ要領があり受け入れ対象、実習指導内容が決められている。保育・福祉・心理分野の学生を受け入れている。実習希望内容に沿ってカリキュラムが作成されるとともに派遣元の学校と連携して実習が行われている。事前オリエンテーションや専門分野の講義など事前準備に時間をかけ現場の実践研修がスムーズにいくよう工夫している。</p> <p>また、実習生の受け入れを福祉人材の育成の他、職員の学びの機会ととらえ積極的に受け入れている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>写真入りの学園のしおりを作成し、訪問者や利用児童・保護者に配布し、理解を頂くようにしている。第三者評価結果も公表しサービスの状況を公開している。</p> <p>しかし、学園の特殊性や秘匿性を理由にホームページなどで広く公開することは実施していない。理念や運営方針、サービス内容等運営の透明性を確保し広く理解を頂く観点から、児童のプライバシーに配慮しつつ国や他県の児童自立支援施設で公開している例を参考にして、情報公開を検討することが望まれる。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>県中出納室の財務事務検査や県監査委員事務局監査を受け、監査結果は県議会に報告・公表されるなど公正性・透明性を確保した運営をしている。</p> <p>また、内部統制の確保のため県の制度「リスク評価シート」によるリスク評価を定期的実施し、適正な運営に努めている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>須賀川地区更生保護女性会のボランティアを定期的に受け入れる他、地域の方を招く園遊会などで入所児童との交流を図っている。また、定期的な買い物訓練で地域の店に外出する他、農家の招きでリンゴ狩り等地域の人と交流する機会を持っている。</p> <p>なお、学園の特殊性や秘匿性などから地域との交流は限られているが、児童の社会性や人格形成を促すため外部の力を借りる観点から基本的な考え方を検討し、方針も含め明文化することが望まれる。</p>		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入要領があり、受け入れ方針を示している。毎月須賀川地区厚生保護女性会を受け入れ、繕い物・除草作業などの協力を得ており入所児童と顔を合わせ挨拶などを通じた交流を持っている。須賀川地区楽団員から楽器指導を受け園遊会で演奏を披露する等、情操教育にもつなげている。また、大学生のインターシップも受け入れており、入所児童の福祉や教育に役立つことを判断基準として受け入れている。</p> <p>なお、地域の学校教育への協力については施設の特殊性から取り組んでいないが、地域の理解を得るためにも学園として協力できることを検討し地域の学校との協力関係の構築が望まれる。</p>		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>医療機関・児童相談所・市町村要保護児童対策地域協議会・ボランティア団体・入所児童の原籍校等をリスト化し、職員会議で配布し、内容の共有が図られている。措置権者である児童相談所とは3か月ごとに自立支援検討会を開催し、支援の方向性等について話し合い、情報共有をしながら自立に向けた支援をしている。</p> <p>なお、市町村の要保護児童対策地域協議会と連携出来ているのは2～3市町村にとどまっており、今後退所する児童の地域定着に向けて関係市町村や関係機関との連携構築が望まれる。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の特殊性から地域との関わりは少なく、官公庁連絡会には出席し、福島学園に対する理解を進めるほか地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>しかし、学園の特殊性などから閉鎖性を保つため地域のニーズを把握することまでは取</p>		

り組めていないので、今後、地域ニーズを踏まえながら通所機能や相談機能を含めた学園の多機能化など、地域貢献に向けた方向性も含め検討することが望まれる。		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>須賀川市の災害時における一時避難所の指定を受け市に協力する体制を取っている。また、女子寮の児童は職員と一緒に近隣のごみ拾いに取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の方が避難した場合の備蓄までの備えはないので避難所としての機能を果たすためにも災害用品の備蓄を検討することが望まれる。また、地域のニーズを把握した公益的な活動への取り組みは行っていないので、今後多機能化を検討する中で地域の子育て相談など学園の専門機能を地域で活かす具体的な取り組みに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園運営理念」・「福島学園処遇規程」・「入園のしおり」などにより、児童を尊重した支援の実施について明示し、新任・転任職員研修で周知を図っている。</p> <p>また、年度当初の職員会議で、職員全員に対して学園長が説明を行っている。月1回開催の寮担当者会議や企画委員会、職員会議等の場で、各職員の対応についての評価・確認を行っている。</p> <p>なお、苦情解決のための第三者委員には、弁護士や外部の専門家が委嘱されているので、苦情解決制度を周知させるため入所児童との懇談や職員研修の場を設けるなど、制度を機能させるための取り組みにも期待したい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所児童に配布している「子どもの権利ノート」の中でプライバシーについて述べられており、「福島学園処遇規程」において個人情報や通信の取り扱いなどを規定している。</p> <p>しかし、プライバシー保護の観点から児童を尊重した支援の姿勢についての規程・マニュアルはないため、学園の特性に合ったプライバシー保護についての規程・マニュアル等を整備し、職員全員の共通理解を深めていくことが必要である。なお、居室は共同であるなど構造上での制限や入所児童の特性による難しさはあると思われるが、生活場面で工夫しながらさらにプライバシー保護に配慮していくことも望まれる。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		

30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「福島学園のしおり」・「入園のしおり」・「寮生活のきまり」などにより、学園の特性や支援内容、生活のルールなどについて説明している。「入園のしおり」・「寮生活のきまり」は小学生用にフリガナをふったものも用意している。見学希望があった際には、応じるなど丁寧に対応している。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所に際しては、児童相談所が入所の必要性、学園の支援内容等について児童や保護者に丁寧に説明し、同意のもとに措置決定をしている。同意書も児童相談所が書面に残している。入所時には、学園が支援の内容や生活の仕方、ルールなど「入園のしおり」で詳しく説明している。</p> <p>また、「特別指導実施要領」で入所日から5日間、オリエンテーションとして特別日課を設定しており、その期間は職員がマンツーマンで付き添いながら入所への動機づけや学園生活全般に対する理解を深めるための対応を行っている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園自立支援検討会実施要領」に基づき、児童相談所と3か月に1回ケース毎に児童の支援状況や家庭環境の実態等について協議・検討を行い、支援内容や措置の変更が必要となっても急激な変化をきたさないように配慮をしている。</p> <p>また、退園に際しては、退園後の支援方針を「退園協議書」として策定し、事前の家庭訪問や学校との連絡など児童相談所と協働して細やかな支援を行っている。退所後のアフターケアを丁寧に実施しているほか、退所後も職員に相談できることを説明し、連絡先を記したものを渡している。措置変更の際には、移行する施設に対して支援に必要な情報提供を行っている。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎夜自由時間に児童と個別に話をする時間を設けたり、就寝前の夜の振り返りの会などで児童の満足度を把握している。また、週1回の寮自治会で児童から出された生活上の改善点などについて、月1回開催の寮担当者会議や寮連絡会議の議題として取り上げ、検討している。</p> <p>なお、児童の満足に関する調査担当者の設置や定期的な調査の取り組みはなされていない。児童と職員が話をする中で満足度の確認をしている状況にあるが、支援の質をより高めるためにも、組織として継続的に満足に関する調査を行い、そこで把握した結果の分析・検討により、具体的に支援の改善を図って行くことが望まれる。</p>		

Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園意見箱の設置・運営要領」を策定し、苦情解決体制を整備している。入所時に入園のしおりに用いて苦情解決について説明し、意見箱を本館玄関前及び各寮に設置している。</p> <p>なお、苦情解決のための第三者委員の氏名・連絡先が本館の玄関内に掲示されているが、苦情解決制度をよりわかりやすく説明した資料や苦情記入カードの配布、アンケートの実施など、児童や保護者が苦情を申し出しやすい工夫をして行くことも望まれる。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの権利ノート」に苦情を受け付ける第三者委員の名前や児童相談所の担当者氏名が記載されている。寮には相談専用のスペースはないが、その状況で最も話をしやすい環境を考え、場所を確保するよう配慮している。</p> <p>なお、職員以外にも第三者委員など複数の相談窓口があることについて、入所時のみではなく日頃から児童や保護者に分かりやすく説明し、周知を図るような取り組みにも期待したい。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>常に児童の話に耳を傾け、意見をくみ取るよう接している。対応マニュアルは用意されていないが、生活の中で出された意見は寮日誌に記録され朝の打ち合わせ会で報告するなど、職員間で共有する手順は慣例化している。</p> <p>また、意見箱は月曜日にチェックし、意見が出ていれば「意見箱の運営フロー」に基づいて迅速に対応している。週1回開催している寮自治会でも出された意見についても一つ一つ丁寧に対応し、必要に応じて寮担当者会議・寮連絡会議・企画委員会等で検討するなど、組織的に対応している。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園運営における危機管理要綱」に基づき、事故につながる可能性のある事象があった際にはヒヤリハット報告書を作成し、リスクマネジメント委員会で検証のうえ全職員に周知して事故防止に務めている。</p> <p>また、「無断外出時の取扱要領」や「不審者侵入対応マニュアル」等により、リスク事案が発生しても即座に対応できるような体制を整えている。重大な事案が発生した場合には、事故報告書により県児童家庭課や児童相談所に報告するほか、事案を検証し、その対応策、再発防止策等を検討することにより事故防止体制の向上に努めている。</p>		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園感染症発生時の対応マニュアル」により感染症発生時の対応を定めており、参考資料としてノロウイルス発生時の消毒方法や嘔吐物の処理法、予防のための手洗いの仕方を具体的に示したものを添付し、利用している。保健衛生担当を配置し、共有部分のアルコール消毒や朝の体温チェックなど、発生予防や感染拡大防止に留意している。随時感染症対策について保健所や嘱託医の助言を受け、職員会議や朝の打ち合わせ会などで職員への周知を図っている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島県福島学園防災計画」により、防災管理組織編制表や防災体編成表が作成されており、中間や夜間の災害時の対応体制が決められている。月1回の避難訓練は昼間や夜間を想定して行い、年1回消防署立ち会いの防災訓練も実施している。「福島学園非常食保存要領」を定め、食料のリストを作成し備蓄を把握している。</p> <p>なお、災害時においても支援を継続的に実施するための「事業継続計画」(BPC)を策定し、必要な対策を講じることが望まれる。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>作業指導や学習指導、体育指導、行事など各々の場面毎に「福島学園運営指針」で文書化し、日常生活や寮生活では「寮生活のきまり」を作って指導・支援をしている。支援の実施内容については、月1回、寮の全職員・心理判定員・指導課長が参加する寮担当者会議で確認し、その後に各寮長・心理判定員・管理職による企画委員会会議で検証している。</p> <p>しかし、職員がどうするかという方法論や守るべき規則に重点が置かれているものが多いため、今後は、支援実施時の留意点やプライバシーへの配慮、環境に応じた業務手順など児童の尊重や権利擁護、プライバシーに配慮した支援方法を入れ込むことが望まれる。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員間の引継ぎや、園全体の朝の打ち合わせ会で指導の実施状況を報告しているほか、月1回の寮担当者会議で支援状況の確認を行っている。見直しが必要との意見が出された際には、その都度、寮担当者会議・企画委員会会議等において見直しを検討している。また、児童主催の寮自治会で児童の意見を聞く機会を設けている。</p> <p>しかし、標準的な実施方法について見直しをする時期や方法について定めたものはな</p>		

く、児童の状況に合った支援方法であるかどうかを定期的に検証することが求められており、見直しの時期や方法等について定めることが必要である。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園支援基本プログラム」に基づき、初期支援、前期支援、中期支援、後期支援・退所準備、アフターケアと支援段階毎に自立支援計画を策定している。また、自立支援評価票に基づき、毎月寮担当者会議でアセスメントを実施し、企画委員会・処遇会議で自立支援計画の変更・修正について検討している。児童個々のニーズも個別目標として児童と一緒に設定し、自立支援計画の中に反映している。ケース毎に3ヶ月に1回児童相談所と自立支援検討会を開催しているほか、支援困難ケースでは児童相談所や嘱託医などと協議しながら適切な支援に努めている。</p> <p>なお、自立支援計画策定の具体的手順や責任者の設置等が明文化されていないため、今後の取り組みに期待したい。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園自立支援検討会実施要領」に基づき、ケース毎に3ヶ月に1回児童相談所と自立支援の実施状況について確認し、必要に応じて見直しの協議を行っている。また、自立支援計画を緊急に変更する必要性が発生した場合には、迅速に児童相談所などの関係機関等に連絡を取り、計画の見直しを図っている。</p> <p>なお、評価が児童の取り組みに対する視点が中心となっているため、職員の支援が十分にできていたか振り返る等、支援の質の向上に関わる課題等をより明確にする取り組みについても期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園処遇規程」により、「寮日誌」・「行動観察記録」などの様式を定め、「ケース記録の書き方」により記録の書き方に差異が生じないように取り組んでいる。「行動観察記録」に児童の行動や職員の対応等を毎日記録し、翌朝職員間で引継ぎを行うとともに、園全体の朝の打ち合わせ会で他寮職員との情報共有を図っている。また、「行動観察記録」は、毎日学園長まで回覧し共有している。行事の取り組みや資料等園の共通事項については、パソコンのネットワークシステムで共有している。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>「福島学園処遇規程」の中で個人情報の保護を規定している。個人情報の開示や児童の記録の保管・保存・廃棄などは県の規程を準用している。退所児童の記録は、鍵のかかっ</p>		

ている部屋やロッカーで管理している。入所児童に関する文書の管理は県の規定を準用している。

なお、児童記録などはよりプライバシーに配慮すべき内容が記載されているものであり、管理責任等を明確にするためにも、学園としての文書管理規程を定めることが望まれる。また、公務員倫理や守秘義務の県規程はあるが、記録の管理や取り扱いについて等、職員に求められるより具体化された内容の研修の実施にも期待したい。

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	①・b・c
<p>児童の権利擁護については、福島学園運営理念・基本方針・重点目標に示されており、職員会議をはじめ企画委員会議などで周知を図っている。また、寮担当者会議などで権利擁護に関する具体的な取り組みについて検討している。児童の問題行動に対しても、常に複数の職員が対応し、不適切な関わりとならないような対策を講じている。児童との信頼関係の構築に努め、児童がいつでも職員に相談できるよう心掛けている。週1回の自治会開催や意見箱の設置により、児童が意見を出しやすいよう配慮している。</p>		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>行動制限については、「特別指導実施要領」において目的・対象・期間・対応方法等明文化し、それに即して実施している。児童への動機づけを丁寧に行い、内省を促すための個別的関わりや職員との信頼関係の醸成に心掛けるなど、児童の最善の利益になるよう指導を行っている。指導終了後は、「個別日課指導実施報告書」で指導経過や結果等をまとめ、職員間での検証・検討を行っている。また、必要に応じて児童相談所等へ報告も行っている。</p>		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「入園のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて権利についての説明を行っているほか、「寮生活のきまり」により規則を守ることに関連付けて権利と責任が理解できるよう説明している。「寮生活のきまり」にはフリガナをふり、年齢に配慮したものとしている。児童間のトラブルにおける指導の際にも、相互の権利についてわかりやすく</p>		

<p>説明をするよう努めている。児童の権利に関する研修を受けた職員が職員会議の中で伝達研修を行っている。</p> <p>なお、権利擁護に関する定期的な研修や勉強会は設定されていないため、苦情解決制度の第三者委員である弁護士等による、児童自立支援施設として求められる権利擁護に関する研修や勉強会を定期的に行うなど、職員の意識や知識を高めるための取り組みが望まれる。</p>		
<p>A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>被措置児童等虐待についての定義や被措置児童等虐待の対応マニュアルを「福島学園処遇規程」に盛り込み、職員への周知を図っている。寮担当者会議の中で、職員の関わりが不適切になっていないか協議をしている。</p> <p>なお、児童への具体的な説明については入所時に行っているが、より理解を深めるためにも定期的な説明機会を設けることが望まれる。また、不適切な関わりを発見した際の届け出については規定されているが、その後の学園としての対応については明文化されていないため、整備することが望まれる。</p>		
<p>A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑤	<p>A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p>	<p>④・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>寮自治会を定期的に行い、児童の意見を生活の決まり事や余暇活動などに反映し、行事も寮代表の児童が参加する実行委員会で企画・運営するなど、児童が主体的に生活を考えられるよう支援している。</p> <p>また、買い物訓練などそれぞれの場面毎に児童の発達状況に合わせた計画を立て、清掃・洗濯など児童の年齢に応じて生活技術が習得できるよう支援している。</p>		
A⑥	<p>A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。</p>	<p>a・⑥・c</p>
<p><コメント></p> <p>「福島学園処遇規程」・「福島学園支援基本プログラム」でアフターケアについて規定しており、特に退所後1年未満の児童については、時期を定め家庭訪問を行うなど必要な支援を行っている。また、児童相談所との協働による支援や要保護児童対策地域協議会への積極的な参加など、関係機関との連携にも努めている。「退所児童指導実施要領」により、退所後の支援状況等についても記録を整備している。</p> <p>なお、退所後の通所及び宿泊支援は行っていない。学園の設備や環境、立地条件などの制約はあるものの、通所や宿泊支援による継続的な支援は社会的養護を必要とする児童の自立支援には重要であるため、実施に向けて検討することを期待したい。</p>		

A—2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活全般を通して児童が達成感を持てるような工夫や、他者に認められる場面を多く設定して自己肯定感を高められる取り組みを行っている。</p> <p>また、夜の自由時間には児童と職員が個別に話せる体制にしたり、普段の児童の様子を注意深く観察し随時個別に話せる状況を設定するなど、常に職員が寄り添うことで信頼関係の構築に努めている。さらに、行事毎に個人が活動している写真や製作作品を展示するなど、一人一人が大切にされていると実感が持てるような配慮をしている。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」や「寮生活のきまり」で入所時にルールを説明し、児童に持たせている。また、毎夜の振り返りの時間や「寮自治会」でルールや余暇活動などについて話し合いをし、個々の希望を取り入れて計画する等、協調性やルールを習得する機会としている。ルールを逸脱した場面では、「寮生活のきまり」を示して自分で考えることを促し、理解を深める支援をしている。職員も常に自分の言動が児童の模範になることを意識して生活を共にしている。</p> <p>さらに、定期的な買い物訓練や芸術鑑賞などの外出訓練を行い、社会ルールやマナーを学ぶ場としている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「特別指導実施要領」に基づき、入所後5日間はオリエンテーションとして特別日課を設定し、常に職員が付き添いながらこれまでの自分の振り返りや学園生活へ動機づけを行っている。また、問題行動に至った原因や躓きを日々の生活の中で職員と共に振り返り、自分の課題に向き合う支援に努めている。児童が理解しやすいよう図で視覚的に説明し、理解を深める対応も行っている。入所後の行動上の問題への対応について、引継ぎや寮担当者会議、企画委員会議などで職員間の協議・検証を綿密に行っている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ感染防止のため黙食となっているが、食卓には各寮で制作した季節が感じられる作品が飾ってありソフトな印象を与えている。キャンプや芋煮等の行事を通し調理指導や食育指導を行っている。児童の希望を取入れたリクエストメニューも実施する等おいしく食べられるよう工夫している。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		

A⑪	A—2—(3)—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務分掌により各寮に被服管理担当者を配置し、貸与及び支給品管理簿に沿って季節や場面に応じた衣類を提供している。常に清潔な衣類を着用できるよう、下着や汚れたものは毎日洗濯できるよう、替えの衣類を十分に確保している。破れやほつれはすぐに修繕し、児童が自分でできるような支援も行っている。月1回の買い物訓練など自ら衣類を選択できる機会も設けられている。</p>		
A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園庭に花壇を整備し、リビングスペースにぬいぐるみを飾るなど、寮毎に温かさを感じられるような配慮をしている。個人机の壁には写真などが飾られ、CDで好きな音楽を聴いたり読書やボードゲームをして楽しむなど、安らぐことができる場所の確保に努めている。不眠を訴える児童には寄り添い、話を聴くなどして安心できるよう関わっている。</p> <p>なお、個室はなくスペースにも余裕がないなどハード面で限界があるため、着替えの時には時間差で行うなどプライバシーに配慮した工夫が望まれる。</p>		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>男子は野球、女子はバドミントンを主体としてスポーツ活動を行っている。団体競技を通して、責任感・協調性・ルール等を身につけるとともに、それぞれの役割を担うことで自己肯定感を醸成する機会としている。シーズンオフの期間には、他のスポーツを取り入れ、スポーツに対する興味を喚起するような支援も行っている。</p> <p>また、楽器演奏の練習や陶芸教室で制作に取り組み、外部関係者を招いた行事で合奏を披露したり陶器を展示することで、芸術体験をとおして感情を豊かにし、表現することの喜びを感じる支援も行っている。</p>		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎朝の検温と嘱託医による定期診察で健康管理を行っている。感染発生時や救急時の対応マニュアルを整備しており、全ての職員が速やかに対応できる体制を確保している。発達障がいなど定期的な通院や服薬治療が必要な児童については、主治医との連携を密に行い、薬の管理は職員が行うとともに、服薬の際には本人と職員で確認し事故防止を図っている。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>寮職員が児童と共に過ごしながら健康観察を実施している。起床や就寝、入浴、洗顔・歯磨き等基本的な生活習慣の確立、衣服や寝具等を自身で洗濯し清潔が保持されるよう支援する等生活面の自立を促す取り組みをしている。</p> <p>また、作業道具の安全な取扱いの説明や園内の危険個所を周知し注意喚起を図っている。なお、作業に使用する道具の扱い方によっては事故や怪我につながる恐れもあるため、取扱いに関する留意事項を文書化するなど、人によって取扱いに差が出ないような対応が望まれる。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>性をオープンにし児童の疑問や不安に答えている。性の問題で入所し、対応教育が必要な児童には心理判定員による性暴力治療プログラムを実施している。</p> <p>なお、寮担当職員間で性教育の在り方を話題にすることはあるが、性教育についての職員の学習会は実施していない。職員対象に外部講師を招くなど専門家による研修の場を設定し、学園としての性教育の対応方法について検討し統一した対応ができることが望まれる。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所児童の特性に配慮した部屋割を行い、職員間で情報の共有を図っている。フリーの時間には職員も児童とスポーツやゲームを行い、児童間の関係性を観察しながら問題が発生しないような関係調整に努めている。死角や問題の起きやすい場所は職員間で共有し、常に目配りを欠かさないよう対応している。問題を把握した時には特別指導実施要領に基づき関係機関と連携しながら迅速に対応している。</p> <p>なお、職員が統一した関わりができるよう暴力やいじめ対応マニュアルの検討が望まれる。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の行動上の問題等については、児童相談所からの事前情報を職員全員で共有しているほか、園内各会議で対応を協議している。無断外出発生時には「無断外出時の取扱要領」に基づき、警察署などの関係機関と連携を図り迅速な対応を図っている。</p> <p>また、問題行動があった際には個別日課指導を適用し、個別日課指導実施報告書によりその指導効果について検証を行うとともに、必要に応じて児童相談所と検討会を開催するなどして適切に対応している。行動観察記録や個別日課指導実施報告書を基にケースを振り返り、職員間で多面的に分析したり児童と一緒に考えるなど、問題行動の未然防止に繋げている。</p>		
A-2-(7) 心理的ケア		

A⑱	A—2—(7)—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理判定員が定期的かつ随時心理面接を実施し、職員と共有を図っている。また、特性に応じて児童相談所の心理判定員と連携し、性暴力治療プログラム等を効果的に実施している。</p> <p>なお、障がいに対するスキル向上のため職員対象に外部講師を招くなど専門家による研修の場を設定することも望まれる。</p>		
A—2—(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—(8)—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学校教育に準じた教育として、学園内で実施している。教員出身職員や教員免許のある職員を中心に教科指導を行っている。また、学期毎に学習指導者会議を開催し、児童の学力に応じた学習計画を検討している。原籍校とは、学期終了時に学校連絡票を送付し学習状況を共有するほか、「原籍校との懇談会」や担任・校長等との面会を通して児童との繋がりを保つ配慮をしている。家庭復帰後の原籍校への復帰や高校進学を目指す時などは、事前に原籍校と綿密に情報交換を行い、スムーズな復帰や進学が図れるよう努めている。</p> <p>なお、公教育の実施については、児童の平等に教育を受ける権利を確保する面からも、早期導入に向けた検討を進めていくことが必要である。</p>		
A㉑	A—2—(8)—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>漢字・算数・英語の進級テストを継続的に実施し、合格すると表彰される場を設けて学習に取り組む意欲を高めている。自分の学習スピードに合わせた自主学習計画を児童が計画し、それを定期的に見直して児童自身が学習に取り組みやすくなるような工夫も行っている。高校進学を目指す児童には放課後に受験対策講座を実施するほか、学習意欲のある児童には自由時間に職員が個別に教えるなど、個々の学力を高める支援に努めている。寮の構造上プライベート空間は少ないが、少しでも学習に支障のない空間となるような工夫を講じている。資格試験や検定を希望する児童には、できるだけ合格できるよう支援している。</p>		
A㉒	A—2—(8)—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>農作業を通し、作物栽培の知識の習得や作業手順など見通しをもって最後まで取り組み達成感を味わえるよう支援している。園内実習で就労指導や資格取得への取り組みを行っているほか、「進路指導要領」に基づいて職場体験ができる園外実習を実施し、社会生活のモラルやスキルを習得する機会にするなど、自立に向けた取り組みを行っている。</p>		
A㉓	A—2—(8)—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>進路の選択にあたり、進路指導要領に沿って児童や保護者の意見を尊重しながら、早い時期から様々な資料を提供するなど、児童が自分で考えて自己決定できるよう支援している。</p> <p>また、ハローワークの職業講話や園内作業による作業体験を通して進路選択の参考になるよう、より実地的な情報を提供している。高校進学を目指す児童には放課後に学習指導をする受験対策講座を設置しながら原籍校と進学に向けた丁寧な情報交換を行うなど、進路実現に向けた取り組みを実施している。</p>		
<p>A—2—(9) 親子関係の再構築支援等</p>		
A⑳	A—2—(9)—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家族支援については、児童相談所との協議により自立支援計画書を作成し、自立支援検討会で状況確認や見直しを行っている。「家庭訓練に関する実施要領」、「宿泊面会実施要領」及び「特別家庭訓練に関する実施要領」に基づき、手紙や面会、行事への参加を促すほか、宿泊帰省を実施して児童と家族の再構築に繋げている。家族の抱える課題に対しては児童相談所と連携しペアレント・トレーニングなど家族支援プログラムを実施している。</p>		
<p>A—2—(10) 通所による支援</p>		
A㉑	A—2—(10)—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・㉒
<p><コメント></p> <p>退所児童が訪問してきた際には必要な支援を実施しているが、通所支援は行っていない。学園の構造や職員体制など、学園として地域児童に対する通所支援を実施できる体制が整っていない。児童福祉施設は地域の子育て支援の中核的役割を担うことが求められており、特に県中地域で社会的養護を担う数少ない学園として地域の児童家庭福祉を支えるためにも、今後の通所支援への取り組みに期待したい。</p>		